

# 立場が逆ならどうなったか

今年が極東国際軍事裁判（東京裁判）の終結から70年である。この裁判はドイツのナチス指導者たちを裁いたニュルンベルク裁判と共に、20世紀の象徴とされている。文明の名において裁くとの名目で、「平和に対する罪」「殺人の罪」「人道に対する罪（通常の戦争犯罪）」の3種類に分けて55の訴因が提示され、28人の戦時指導者に戦争犯罪人として起訴状が出た。これが昭和21（1946）年4月29日であり、法廷は5月3日から始まった。

それから2年半ほど後の昭和23（48）年11月12日に判決が下され（裁判中に病死などがあり言い渡されたのは25人）、6人の軍人と1人の文官が絞首刑を宣告された。そしてほぼ40日後の12月23日に巣鴨プリズンで処刑された。この裁判によって、アメリカを中心とする連合国の国民の「日本憎し」の感情は表面上、収まったとっていいであろう。

戦争とは血なまぐさい人為的所業であり、この絞首刑もまた「報復」といった形になっているのは疑いもなかった。絞首刑になった陸軍の軍人6人のうち5人は、訴因のなかの「戦争法規違反の命令・授権・許可」がいずれも有罪と判定されている。中国・ビルマ・フィリピンなどで日本軍の残虐行為について、責任者としての罪が問われたのである。訴因54を問われたのは7人の絞首刑のうち、松井石根・元上海派遣軍司令官を除いた6人だけで、この罪に対しては一切の罪軽減を認めないとの強い判断がうかがえる。

松井は、当初55あった訴因のうちわずか一つ（戦争法規順守義務の無視）のみで死刑になっている。法廷を戦慄（せんりつ）させた南京虐殺事件が問われたことになるが、松井は戦時下でこのような軍紀のゆるみを聞かされて涙を流したというし、巣鴨では皇軍がこのような事件を起こしたことは恥ずかしいと漏らしている。実際に松井は胸中、自分の部下の指揮ぶりに強い不満を持っていたらしい。しかし、そのことは公式には口にせず処刑されている。

7人の中には開戦時の陸軍省軍務局長、武藤章も含まれているが、これはむしろ第14方面軍の参謀長としての、フィリピンでの残虐行為の責任を問われたとみるべきであろう。

確かに、「文明の名において」の裁判とはいえ、連合国側の国民の不満や怒りを和らげるには人身御供が必要であり、それには日本軍の残虐行為を法廷で詳細に取り上げて、その最高責任者を処刑するのが最も手っ取り早い、という考え方もできるだろう。20世紀の戦犯裁判は、戦勝国が裁く法的、人道的根拠は示したけれども、その内実はやはり報復裁判のそしりは免れない。

それを前提に指摘するのだが、東京裁判には多くの利点があった。特に、とにかく法的に裁いたという点である。この裁判すべてを傍聴したUP記者のアーノルド・C・ブラックマンは、裁判終結から40年後に「東京裁判—もう一つのニュルンベルク」を著した。この裁判についての日本側の反応も書き残している。「未起訴A級戦犯容疑者」の岸信介の感想も伝えている。

<（彼は）一九六〇年に刊行された公認の伝記において、被告のうち7人「しか」死刑を宣告されなかったことに、「驚き」を表明した。彼は、もし立場が逆であったとすれば、日本の法廷は連合国側の被告に自己弁護の機会など与えなかつただろうと感じたのである>

いわば連合国側の民主主義体制の確立を認めていたのである。私自身、こうした感想はA級戦犯の当事者（鈴木貞一）からも聞いた。さらに法廷記録を見ると、この裁判は実証性を重視し、膨大な資料を集め、日本の多くの人の証言も聞いている。起訴状はそうして作られたが（共同謀議という罪は検察団の苦肉の策であろうが）、法廷ではある訴因について無罪を主張する被告が、該当資料をすべて焼却したために無罪を立証できないとの現実もあった。そのために該当省庁の課長クラスが関連の資料は焼却したとの証言を文書化して提出している。この種の史料の多さにはがくぜんとする。

絞首刑に海軍の軍人はいない。軍令関係もほとんどいない。陸軍の軍政に関わった軍人で、司令官、参謀長だった際に隷下部隊が残虐行為を行った者が死刑というのは、実は重大な示唆を与えている。軍政に関わった者は軍令をコントロールできなかった、つまり「文民支配」を理解しえなかった日本軍の後進性を指摘しているのが、東京裁判の重大な柱である。

東条英機は巣鴨プリズンにあって、統帥権優位が誤りであったこと、アメリカの民主主義がまだ10代の

若者のMP（アメリカ軍憲兵隊）にも行き渡っているのに驚いたことを秘書の赤松貞雄にもらしていたという。国民へ衝撃が大きいので伏せていたというこの証言は、東京裁判の内実をもっと検証すべきだと教えているのである。